

訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程新旧対照表

改正	現 行
<p style="text-align: center;">第2章 家庭犬試験・競技課目</p> <p>第5条 同 右</p> <p>(1)省 略 (2)省 略 (3)省 略 (4)紐付行進並びに伏臥。 犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進で5mの規定地点で指導手は一旦止まり、犬に伏臥を命じる。犬が伏臥したら指示により指導手は引き綱を放し、指示により犬に待てを命じ10m進み犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り<u>犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。</u></p> <p>(5)省 略 (6)省 略 (7)紐付障害飛越（片道）。 板張りの障害を片道飛越させる。<u>障害の高さは、概ね体高の高さとする。</u> 指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じ、この時指導手は犬と併走することができる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により指導手は犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。</p> <p>(8)紐付据座。 犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じる。犬から離れる際、指示により引き綱を放し、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り<u>犬の元へ戻り、指導手は直立し、指示により終わる。</u></p> <p>(9)紐付休止。 犬を指示された位置に脚側停座させる。指示により<u>犬に休止を命じ、指示により引き綱を放し、指示により待てを命じ、指導手は指示された場所に</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 家庭犬試験・競技課目</p> <p>第5条 家庭犬競技準初等科の各課目の実施要領は、次の通りとする。</p> <p>(1)省 略 (2)省 略 (3)省 略 (4)紐付行進並びに伏臥。 犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進で5mの規定地点で指導手は一旦止まり、犬に伏臥を命じる。犬が伏臥したら指示により指導手は引き綱を放し、指示により犬に待てを命じ10m進み犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り<u>犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指示により脚側停座させて終わる。</u></p> <p>(5)省 略 (6)省 略 (7)紐付障害飛越（片道）。 板張りの障害を片道飛越させる。<u>障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。</u> 指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じ、この時指導手は犬と併走することができる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により指導手は犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。</p> <p>(8)紐付据座。 犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じる。犬から離れる際、指示により引き綱を放し、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り<u>犬の元へ戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指導手は直立し、指示により終わる。</u></p> <p>(9)紐付休止。 犬は、審査員に指示された所定の位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により引き綱を放し、指示により待てを命じ、犬から離</p>

離れ、約1分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(10)省略

(11)紐付チンチン。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(12)省略

(13)省略

(14)省略

(15)紐付だっこ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

第6条 試験・競技課目における各課目の実施要領を次のとおりとする。

(1)紐付脚側行進

出発点で犬に脚側停座させる。指示により、コの字型で30mのコースを、CDIS及びCDIの課目では常歩で往復する。CDIIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、右回り、左回り又はドイツ式反転ターンのいずれかで折り返し、出発点に戻ったら、右回り、左回りまたはドイツ式反転ターンをして止まり、犬を脚側停座させて終わる。

全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。

出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。（『アトエ』あるいは『スワレ』）紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

(2)省略

～

(26)省略

れ、10m前方で静止し（犬に背を向けた状態）、約1分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(10)省略

(11)紐付チンチン。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。（停座の命令に犬はすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。）

(12)省略

(13)省略

(14)省略

(15)紐付だっこ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。（引き綱は持っても放しても良いが、放して行った場合は、安全に降ろし停座させた後引き綱を持つ。）

第6条 試験・競技課目における各課目の実施要領を次のとおりとする。

(1)紐付脚側行進

出発点で犬に脚側停座させる。指示により、コの字型で30mのコースを、CDIS及びCDIの課目では常歩で往復する。CDIIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、右回り又は左回り（指導手は左回り犬は右回りすることを言う）のどちらかで折り返し、出発点に戻ったら、右回り又は左回りして来た方向に向かって止まり、犬を脚側停座させて終わる。

全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。

出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。（『アトエ』あるいは『スワレ』）紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

(2)省略

～

(26)省略

(27)障害飛越（片道）

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、概ね体高の高さとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合（失敗・拒否）は作業中止とする。（犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。）

(28)省 略

～

(76)省 略

(77)自臭の臭気選別

指導手臭を付着させた物品（布・木片等）を本物品とし、同じ形質の誘惑物品（審査員・スチュワードが着臭した物品）4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置するが、指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に反転してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。

犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡して終わる。（1回のみ・持ち時間は犬に本臭を嗅がせ始めてから1分間・1分経過後は失格）

第7章 足跡追及・臭気選別競技課目

（足跡追及）

第11条 同 右

(1)自臭の足跡追及（紐付き）。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は約100歩（2屈折・3コース）の足跡を印跡し、第2コース上に1個、印跡終了地点に1個の自臭物品を置く。印跡後、指示により追及を開始し、指導手は10mの搜索紐を犬につけて、紐の末端を持ち紐が張らない状態で犬の後ろ10mの距離を

(27)障害飛越（片道）

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合（失敗・拒否）は作業中止とする。（犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。）

(28)省 略

～

(76)省 略

(77)自臭の臭気選別

指導手臭を付着させた物品（布・木片）を本物品とし、同じ形質の誘惑物品（審査員・スチュワードが着臭した物品）4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置するが、指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。

犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡して終わる。（1回のみ・持ち時間は犬を発進後1分間・1分経過後は失格）

第7章 足跡追及・臭気選別競技課目

（足跡追及）

第11条 足跡追及競技課目の実施要領は次のとおりとする。

(1)自臭の足跡追及（紐付き）。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は約100歩（2屈折・3コース）の足跡を印跡し、第2コース上に1個、印跡終了地点に1個の自臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索紐を犬につけて、紐の末端を持ち紐が張らない状態で犬の後ろ10mの距離を保ち追隨

保ち追隨する。
犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。)犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指示により犬の元へ行き、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。(作業時間は、作業開始してから3分間とする。)

(2)他臭の足跡追及(紐無し)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により印跡者は100歩以上200歩以内(4屈折以上・5コース以上)の足跡を印跡し、コース途中で1個、印跡終了地点に1個の他臭物品を置く。指導手は指示により作業を開始し、指導手は紐を外し、犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。)犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指示により犬の元へ行き、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。(作業時間は、作業開始してから3分間とする。)

する。
犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。)犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(2)他臭の足跡追及(紐無し)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は100歩以上(4屈折以上・5コース以上)の足跡を印跡し、コース途中で1個、印跡終了地点に1個の他臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は紐を外し、犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。)犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。